

# 令和8年度（2026年度）地域課題の解決加速化に向けたSDGs トップランナー 創出業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度（2026年度）地域課題の解決加速化に向けたSDGs トップランナー  
創出業務

## 2 委託業務の目的

本県では、「人材確保・育成」、地域交通も含めた「交通問題」、「環境保全」等、地域の持続可能性に関わる重要課題への対応が喫緊のテーマとなっている。これらの課題はSDGsと高い親和性を有しており、行政の取組みに加えて、民間事業者の主体的な活動や相互連携を促進し、その活力を最大限に引き出すことが不可欠である。

本県ではSDGs登録制度（令和3年～）やくまもとSDGsアワード（令和4年～）により取組みを進めてきた結果、県内事業者のSDGsへの関心が向上し、登録事業者数は全国トップクラスとなるなど裾野拡大については一定の成果につながっている。今後は地域課題解決につながる事業者間の連携や実効性の高い取組みを促す仕組みづくりが重要である。

このため、本事業では、SDGsに関するセミナー開催、先進的な取組みの動画制作・発信を通じて、事業者間の情報共有や連携強化、取組みの質的向上を促し、持続可能な未来をリードするSDGsトップランナーの創出を目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）12月25日（金）まで

## 4 委託業務の内容

上記「2 委託業務の目的」に係る次の(1)から(4)までの業務

(1) SDGsに関するセミナー（講演会とワークショップの2部構成）の開催

①セミナーの内容等について

- ・セミナー開催は1回とし、3時間程度とする。
- ・対面開催を基本とし、参加者は30名程度を想定する。
- ・セミナーは2部制とし、1部を講演会、2部をワークショップとする。

(i) 講演会

講演会は、SDGsに関する最新の動向や先進的な企業の取組みを紹介することにより、参加者の取組みの参考となるものとする。また、趣旨に合った講演者及びテーマとし、県の了解を得たうえで手配する。

## (ii) ワークショップ

ワークショップは、様々な業態・業種からなる参加者が他者の取組みについて知識を得るほか、参加者間の交流を深め、今後のそれぞれの SDGs の取組みの深化につながる内容・構成とする。

### ②募集・運営について

- ・セミナー開催を案内するチラシを作成する。
- ・参加者は、SDGs 登録事業者等とし、受託者が募集・受付する。なお、登録事業者へのメール送付は県で行うことも可とする。
- ・セミナーの運営（司会、パソコン・プロジェクター等の準備及び操作など）、講演者との調整、謝金の支払いを行う。
- ・セミナーの会場については、県庁会議室を提供することも可とする。

## (2) 先進的な取組みの動画制作・発信

### ①動画の制作等

- ・県内で先進的な SDGs の取組みを行う事業者等を取材し、県内事業者等をターゲットに取材事業者の取組みの横展開を促す動画を制作する。
- ・制作に係る企画構成案の作成、シナリオ作成、取材、撮影、ナレーション、タイトルテロップ作成、フリップ作成、編集、動画サムネイル作成等の業務を行う。

### ②動画の規格

以下の規格を基本とする。ただし、受託者がこれ以外の規格を提案し、県から承諾を得た場合は、提案のあった規格により作成することを妨げない。

○県広報課が運営管理する YouTube 動画サイト「気になる！くまもと」に掲載

○メインターゲット：SDGs 推進に関心のある県内企業・団体・個人

○制作本数：2 本以上、長さ：1 本あたり 3 分程度

○ファイル形式：MP4

○取材対象：2 者程度の県内事業者（過去のくまもと SDGs アワード受賞者、サステナブルビジネス認証制度取得者を基本とする。なお、県の実情を踏まえで取材対象者を決定する。）

○撮影場所：場所の選定にあたっては、受託者及び取材対象者と協議のうえ決定

○試写会：県庁で実施（オンライン可）

### ③動画視聴への誘引策

- ・本事業でターゲットとしている県内事業者等の目に留まり、YouTube 掲載動画の視聴につながるようなショート動画等を制作し、独自の SNS 等で発信する。

(3) 業務全体スケジュールの作成

業務開始の際、県と受託者が協議のうえ、業務全体のスケジュールを作成する。

(4) その他、本事業を行う際に県が必要と定める業務

上記業務の他に、本事業の効果拡大に通じる取組みがあれば契約締結後、県と協議する。

## 5 業務完了報告書の提出

業務完了後、次の書類等を提出する。

- ①業務完了報告書（指定様式）
- ②実績報告書（任意様式）
- ③成果物（作成した動画データを保存した DVD を 2 組）

## 6 業務実施の留意事項

(1) 留意事項について

- ・ 受託者は本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- ・ 県から業務の処理に関し報告を求められた場合は、受託者は速やかにその進捗状況を報告する。
- ・ 受託者は、業務の実施に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行する。
- ・ 各業務の打合せのための来庁、動画制作に関するディレクター及び出演者、撮影スタッフの取材場所までの移動等に伴う関係者の交通費等は、受託者が負担する。
- ・ 委託業務を行うために必要となる資料などは、その必要に応じて受託者に提供できる。
- ・ 受託者はいかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に係る事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはいけない。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議する。

(2) 著作権等について

- ・ 本県委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む）は、すべて県に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- ・受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 受託者の責務について

- ・業務上知り得る情報(個人情報/機密情報)については適切に管理する。
- ・委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- ・委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- ・業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- ・関係法令を遵守し業務に当たる。

(4) その他の事項

- ・本仕様書に定めがない事項であっても、県が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施することとする。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定する。